

# 測量業務共通仕様書

令和8年4月

北九州市



# 目 次

## 第 1 編 一般編

### 第 1 章 総則

第 101 条	適用	1- 1
第 102 条	用語の定義	1- 1
第 103 条	受発注者の責務	1- 3
第 104 条	業務の着手	1- 3
第 105 条	測定の基準	1- 3
第 106 条	業務の実施	1- 3
第 107 条	設計図書の支給及び点検	1- 3
第 108 条	監督員	1- 4
第 109 条	管理技術者	1- 4
第 110 条	担当技術者	1- 4
第 111 条	提出書類	1- 4
第 112 条	打合せ等	1- 5
第 113 条	業務計画書	1- 5
第 114 条	資料等の貸与及び返却	1- 6
第 115 条	関係官公庁への手続き等	1- 6
第 116 条	地元関係者との交渉等	1- 7
第 117 条	土地への立ち入り等	1- 7
第 118 条	成果物の提出	1- 7
第 119 条	関係法令及び条例の遵守	1- 8
第 120 条	検査	1- 8
第 121 条	修補	1- 8
第 122 条	条件変更等	1- 8
第 123 条	契約変更	1- 8
第 124 条	履行期間の変更	1- 9
第 125 条	一時中止	1- 9
第 126 条	発注者の賠償責任	1- 9
第 127 条	受注者の賠償責任等	1- 10
第 128 条	部分使用	1- 10
第 129 条	再委託	1- 10
第 130 条	成果物の使用等	1- 10
第 131 条	守秘義務	1- 11
第 132 条	個人情報 の 取扱い	1- 11
第 133 条	安全等の確保	1- 12
第 134 条	臨機の措置	1- 13
第 135 条	履行報告	1- 13
第 136 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1- 13
第 137 条	行政情報流出防止対策の強化	1- 14
第 138 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1- 15
第 139 条	保険加入の義務	1- 15

## 第 2 編 港湾測量業務編

### 第 1 章 測量業務

#### 第 1 節 深淺測量

1- 1- 1 適用の範囲	2- 1
1- 1- 2 測量準備	2- 1
1- 1- 3 基準点測量	2- 1
1- 1- 4 簡易検潮等	2- 2
1- 1- 5 水深測量	2- 2
1- 1- 6 成果	2- 3
1- 1- 7 照査	2- 4

#### 第 2 節 水路測量

1- 2- 1 適用の範囲	2- 4
1- 2- 2 測量準備	2- 4
1- 2- 3 基準点測量	2- 4
1- 2- 4 簡易検潮等	2- 4
1- 2- 5 水深測量	2- 4
1- 2- 6 関連調査	2- 6
1- 2- 7 成果	2- 6
1- 2- 8 照査	2- 7

#### 第 3 節 汀線測量

1- 3- 1 適用の範囲	2- 8
1- 3- 2 測量準備	2- 8
1- 3- 3 基準点測量	2- 8
1- 3- 4 水準測量	2- 8
1- 3- 5 成果	2- 8
1- 3- 6 照査	2- 8

#### 第 4 節 地形測量

1- 4- 1 適用の範囲	2- 9
1- 4- 2 測量準備	2- 9
1- 4- 3 地形測量	2- 9
1- 4- 4 成果	2- 9
1- 4- 5 照査	2- 9